

広公園の運動広場の臨時駐車場使用についての内規

(趣旨)

第1条 この内規は、広公園の運動広場の一部又は全部を臨時に駐車場として指定することに関し、必要な事項を定める。

(使用の制限)

第2条 広公園の運動広場の臨時駐車場としての指定は、呉市総合体育館で開催される行事で、既存の駐車場（270台）を超える駐車台数が予測され、次の各号に掲げるものに限る。

- (1) 公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する場合
- (2) 呉市又は呉市教育委員会が共催し、又は後援する大会を開催する場合
- (3) その他市長がやむを得ないと認める場合

(駐車車両の制限)

第3条 臨時駐車場に駐車できる車両は、道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する普通自動車に限る。

(使用の許可)

第4条 広公園の運動広場を臨時駐車場として使用を行おうとする者は、都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条に定める占用の許可を受けなければならない。

(添付書類)

第5条 前条の規定による申請書には、警備員の配置及び占用範囲を確保する方法を記した図面を添付しなければならない。

(安全の確保)

第6条 使用者（第4条の規定による許可を受けた者をいう。以下同じ。）は、必ず複数の警備員を配置し、車両による事故が起きないように最大の注意を払わなければならない。

2 使用者は、バリケード等で占用範囲を明確にしなければならない。

(事故の責任)

第7条 使用者は、当該使用に関して発生した事故の責任をすべて負うものとする。

(規定外の事項)

第8条 この内規の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この内規は、平成16年4月1日から実施する。

付 則

この内規は、平成29年3月31日から実施する。